

学校いじめ防止基本方針

白河市立白河南中学校

1 基本方針

(1) いじめの基本認識

- ① いじめは、どの子にも、どの学校にも起こりうるものである。
- ② いじめは、教師の目の届かないところで起きるものである。
- ③ いじめは、時として被害者と加害者が入れ替わりながら繰り返される。
- ④ 暴力を伴わないいじめであっても、場合によっては、重大事態となることがある。
- ⑤ 学級や部活動の無秩序や閉鎖性などの集団の構造上の問題から発生することがある。
- ⑥ 加害者本人だけでなく、「観衆」（はやし立てたりおもしろがったりする存在）や「傍観者」（周りで暗黙の了解を与えている者）が存在する。

(2) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

〔いじめ防止対策推進法第2条の規定による〕

「いじめ」に当たるかどうかの判断は、次の点を踏まえて判断すること。

- ① いじめられた児童生徒の立場に立つこと。
- ② 特定の教職員での判断ではなく、法律第22条「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して判断すること。

(3) いじめと考える態様

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句を言われる。
 - ア 身体や動作について不快な言葉を言われる。
 - イ 本人の嫌がるあだ名で呼ばれる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ア 対象の子が来ると、その場からみんないなくなる。
 - イ 遊びやゲームに意識的に入れない。
 - ウ 席を離される。
- ③ 故意にぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ア わざとぶつかられたり、通るときに足をかけられたりする。
 - イ 叩く、殴る、蹴る、つねる等が繰り返される。
 - ウ 遊びと称して対象の子が技をかけられる。
- ④ 金品を要求されたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

ア 恐喝、たかり、物を売りつけられる、「借りる」と称して返さない。

イ 持ち物を盗まれたり、隠されたり、落書きをされたり、捨てられたりする。

ウ 靴に画鋲やガムをいられる。

⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

ア 使い走りをさせられたり、万引きやかつ上げを強要されたり、登下校時に荷物を強制的に持たされたりする。

イ 笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理矢理させられる。

ウ 衣服を脱がされたり、髪の毛を切られたりする。

⑥ パソコン、情報端末（携帯電話、スマートフォンなど）、ゲーム機等で誹謗中傷や嫌なことをされる。

ア ネット上の掲示板やブログ等に誹謗中傷の情報を載せられる。

イ いたずらや脅迫メールが送られる。

ウ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）のグループから故意に外される。

2 いじめ防止等のための取組

（１） いじめの未然防止のための取組

① 生徒がいじめを考える取組の実施

ア 生徒会を中心とした全校的な場で「いじめ防止キャンペーン」の話し合いを実施する。

○５月に各学級でいじめ防止について話し合い、全員がいじめ防止スローガンを考える。学級内で発表しあって意識を高めながら代表を決める。

○全校集会を開いて各学級代表者によるいじめ防止の決意表明と代表スローガンの発表をし、学校としての代表スローガンを決めて意識付けをする。

○各学級代表のスローガンは、多目的ホールに掲示して、いつも目に触れるようにする。

○個人のいじめ防止スローガンは、そのスローガンに込めた思いも添えたものを学級掲示する。

イ すべての学級で「いじめはいけない」ことや、「何がいじめなのか」について指導を行う。

○４月初旬、学級開きの時期。学級活動の時間。

○全学年 ・いじめは人間として絶対に許されないことであること

・どんなことが「いじめ」になるのかということ

・いじめの態様により刑罰法規に抵触すること

・まちがった考えを正すこと

いじめられる側にも問題がある

先生や大人に言いつける（チクる）ことは卑怯である

いじめを見ているだけなら問題ない

※各学年の発達段階・実態に応じて、適切な表現を用いて繰り返し指導し理解させる。

○１学年は、入学式後に、アサーション・トレーニングを行う。

ウ 学校全体で「ネット上のいじめ」をはじめとする情報モラルについての指導を行う。

- ＜生徒対象＞
- 学級活動・・・望ましい人間関係
 - 道徳・・・社会の秩序と規律
 - 総合・・・キャリア学習
 - 教科・・・社会科（３年）人間の尊重

- ※内容・・・
- １、プライバシー・個人情報
 - ２、肖像権・著作権
 - ３、情報の信頼性と有害情報
 - ４、コミュニケーション上のルールとマナー
 - ５、健康上の問題
 - ６、情報社会のセキュリティー

- ＜保護者対象＞
- 授業参観・保護者会・・・情報モラルの資料配付、説明により啓蒙を図る
 - 校長名で携帯電話等の問題や使用上の注意喚起に関する文書を配付する。

エ 部活動ごとにいじめについて考えさせる話し合いの場をもつ。

- ４月、部活動結成時に、望ましい集団、先輩としての在り方、後輩としての在り方、について考えさせる。あわせて、部活動においては、どのようなことが「いじめ」となるのか、どのような場合に「いじめ」が発生する可能性があるかイメージさせ、そのようなことが起こらないような対策を話し合わせる。
- ３年生が引退し、新体制になった時期にもいじめ防止について考えさせる機会をもつ。

② 保護者との連携の強化

ア 授業参観の日の学年懇談会において、いじめ防止に関する話し合いの機会をもつ。

イ 家庭教育学級等でいじめ防止に関する講演会等を実施する。

（「命の教育」を通して、自分の命を大切に生きること、他人の命も大切にする内容を講演する）

③ いじめ対策に関する共通理解

ア いじめ対策の方針や手だてを教職員が共通理解するための研修会をもつ。

イ 保護者会等で、学校のいじめ対策に関する説明の場をもつ。

ウ 全校朝会において校長講話でいじめ防止の話をし、それを受けて学級で話題にする機会をもつ。

エ 教職員は、生徒が、自己有用感・自己肯定感を高められるように努める。

（２）いじめの早期発見に係る取組

① 定期的なアンケート調査の実施

ア 児童生徒対象のいじめに関するアンケート調査を実施する。

実施時期・・・毎月１回ずつ、計１０回行う。（月末に実施）

イ 保護者対象のアンケート調査を実施する。

実施時期・・・1、2、3学期に1回ずつ、計2回行う。(6月、10月、2月)

② 個別面談の実施

ア 教育相談を実施し、個別に様子を把握する。

実施時期・・・8月末～9月始に行う。

イ 三者面談を実施し、保護者から様子を把握する。

実施時期・・・11月上旬に行う。

③ 校外の組織との連携強化

ア 学校運営協議会での意見交換を実施する。(年3回、各学期末)

イ 民生委員との懇談会で意見交換を実施する。(年2回程度)

ウ 生徒の通学や地域での生活の様子について情報収集の機会をもつ。

3 いじめ防止及び対応のための組織

(1) 組織の設置

いじめ防止等の取組の推進や評価、及びいじめ発生時の対応を中核となつて行うために次の組織を設ける。

① 名 称

「いじめ防止対策委員会」

② 構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラー

③ 役 割

ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取組に関わる年間計画の作成、実施、検証、修正

イ いじめの相談、通報の窓口

ウ いじめの疑い等の情報、生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有

エ いじめの疑いに係る情報があった場合の組織的対応のための連絡・調整

オ いじめや解決すべきトラブルが発生した場合の対処

(会議の開催、情報の迅速な共有、関係生徒の事実関係の把握、指導や支援体制の構築、対応方針決定、保護者への対応など)

(2) 組織での対応の留意点

① いじめられた生徒への支援

事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、再発防止のため必要に応じて心理・福祉等の専門的知識を有する者の協力を得ていじめを受けた生徒及びその保護者への支援や助言を行う。

② 取り巻きや傍観者への指導

いじめに同調したり、見ていただけの生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、いじめ

を受けた者の立場に立って、そのつらさや悔しさについて考えさせ、行動の変容につなげる。

③ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめへの対処

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、市教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。特に、いじめを受けた生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあると校長が判断し緊急性があるときには、直ちに警察署に通報し、協力を仰ぐ。

④ ネット上の書き込み等への対応

ネット上に不適切な書き込み等があった場合、生徒指導委員会において対応を協議し、関係生徒から聞き取り等をを行い、被害にあった生徒のケア等必要な支援を行う。

また、書き込みの削除や書き込んだ事案への対応については、必要に応じて、警察署や法務省人権擁護部等と連携して対応する。

4 重大事態発生時の対応

(1) 重大事態に該当するいじめ

① いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ア 児童生徒が自殺を企図した場合
- イ 身体に重大な障害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合

② いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき

※ 相当の期間とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の判断により迅速に調査を行う

③ 生徒や保護者からいじめにより上記のような重大事態に至ったという申立があったとき。

(2) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、市教育委員会に迅速に報告する。

(3) 重大事態の調査

① 調査の実施

- ア 重大事態の報告内容に基づき、市教育委員会が、その事案の調査を行う主体やどのような調査組織とするのかを判断する。
- イ 学校が調査主体となる場合、市教育委員会から指導助言を得ながら実施し、「白河市いじめ等学校問題対策チーム」から人的派遣を得る。
- ウ 市教育委員会が主体となって調査を実施することが適切と判断した場合は、「白河市いじめ等学校問題対策チーム」が主体となって調査を実施する。
- エ 重大事態が発生した場合は、調査組織の指示に従いアンケート調査等を実施し、調査組織に速やかに提出する。その際、被害生徒の学校復帰が阻害されないよう配慮する。

オ いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際個人情報の保護に留意すること。

5 年間計画

月	生徒への指導 生徒の取組	面談・アンケート実施	校内研修 保護者等への公表	評価計画
4月	いじめ相談ダイヤルの周知 生徒会総会 部活動ごとの話し合い	第1回定期アンケート 携帯アンケート	学校基本方針の説明 保護者会での説明	
5月	いじめについて考える 学級活動（各学年）	第2回定期アンケート		
6月	本年度スローガン決定	第1回保護者アンケート 第3回定期アンケート	ネットいじめの研修会	
7月	部活動ごとの話し合い	学校生活アンケート①	学年保護者会での懇談会	
8月	市いじめについて考える フォーラム参加	教育相談		
9月	ネットいじめについて 考える活動（各学年）	第4回定期アンケート		中間評価
10月		第5回定期アンケート 第2回保護者アンケート		
11月		三者面談 第6回定期アンケート		
12月		学校生活アンケート②	教育講演会 学年保護者会での懇談会	
1月		第7回定期アンケート		
2月	生徒会総会 取組反省	第3回保護者アンケート 学校生活アンケート③	学年保護者会での懇談会	年間評価 評価結果公表
3月				

6 評価と改善

- （1）学校評価に合わせ、いじめ防止基本方針の取組についての評価を行う。評価方法は学校評価に準ずる。
- （2）評価の結果を踏まえ、年度ごとに次年度の改善を行う。